

企画競争の実施（札幌市青少年科学館展示ゾーン等整備基本設計業務）

札幌市告示第 2352 号

「札幌市青少年科学館展示ゾーン等整備基本設計業務」に係る公募型企画競争を実施するので、下記のとおり告示する。

令和 2 年 4 月 30 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 担当部局

〒006-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 S T V 北 2 条ビル 4 階
札幌市教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進課 推進担当
電話 011-211-3871

2 契約に関する事項

(1) 業務名

札幌市青少年科学館展示ゾーン等整備基本設計業務

(2) 業務内容

「提案説明書」及び「仕様書」のとおり

※なお、当該業務内容は公募開始時点の予定であり、今後、本企画競争における提案内容やその後の協議により、変更する場合がある。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日（水）まで

(4) 契約に至るまでの流れ

ア 企画競争参加者の募集

イ 企画提案書等の受付

ウ 実施委員会による審査（参加資格の審査・企画提案の審査等）

エ 上記ウの審査で、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定

オ 上記エの契約候補者と所定の手続きを経て、札幌市と随意契約

なお、企画競争への応募方法及び提出書類の詳細については、「提案説明書」による。

3 参加資格

応募者は、次の要件の全てを満たすものとする。

(1) 平成 30～令和 2 年度（平成 30～平成 32 年度）札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）の登録業者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者

であること。

- (3) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日付け財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (7) 平成21年度以降、国内の科学博物館（全国科学博物館協議会又は全国科学館連携協議会の正会員であるものに限る。）で主契約者（共同企業体での契約の場合は、構成員の代表者であること）として受託し、履行した展示設計・施工業務のうち、展示延床面積1,000㎡以上の業務実績を有すること。

4 提案説明書等の交付方法

令和2年4月30日（木）から、札幌市公式ホームページにて公開する。